

◇消防協力者等損害補償条例の一部を改正する条例

- 1 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、消防協力者等に係る葬祭補償の額を改定することにした。
- 2 必要な経過措置を講ずることにした。
- 3 この条例は、公布の日（令和 8 年10月 2 日）から施行することにした。

（消防局企画部人事課）